白河市工事等競争入札心得

（目的）

第１条　市が発注する工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む。）又は製造の請負契約に係る制限付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札保証金等）

第２条　入札保証金は、入札金額の１００分の５以上の額とし、その納付等については、別に定めるところによる。ただし、当該入札に参加する者のうち、白河市財務規則（平成１７年白河市規則第３７号）第１１５条第１項各号に該当する場合においては、これを免除する。

（入札等）

第３条　入札参加者は、入札公告又は指名通知書、図面、金額抜き設計図書、仕様書のほか現場等を熟知のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。

２　入札参加者は、指定の日時及び場所に本人が出席して、入札書（工事及び製造においては様式第１号、工事に係る業務委託においては様式第２号）を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。この場合において、指定された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。

３　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（工事及び製造においては様式第３号、工事に係る業務委託においては様式第４号）を持参させ、確認を受けなければならない。

４　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

５　入札参加者は、次の各号の１に該当する者を入札代理人にすることができない。

　(１)　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

　(２)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

　(３)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

　(４)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

　(５)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

　(６)　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第３条の２　入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札を辞退する時は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(１)　入札執行前にあっては、入札辞退届（工事及び製造においては様式第５号、工事に係る業務委託においては様式第６号）を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(２)　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提示して行う。ただし、入札書同額がある場合は、辞退を認めずくじで行うものとする。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に、不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第３条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（積算内訳書の提出）

第３条の４　入札参加者は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した積算内訳書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　入札の執行に際して、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、前項と同様とする。

３　入札参加者が１者以下の場合は、入札は中止とする。

（入札の無効等）

第５条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(１)　競争入札参加の資格のない者のした入札

(２)　所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札

(３)　郵便による入札

(４)　委任状を持参しない代理人のした入札

(５)　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

(６)　記名押印を欠く入札

(７)　金額を訂正した入札

(８)　誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(９)　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札

(１０)　積算内訳書を提出しない者の入札

(１１)　入札書と積算内訳書の金額が異なる入札（入札書と積算内訳書の金額の差が千円未満である場合を除く。）

(１２)　積算内訳書に未記入等の不備があった者の入札

(１３)　明らかに連合によると認められる入札

(１４)　その他、市において、特に指定した事項に違反した入札

２　次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

(１)　最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札

(２)　低入札価格調査制度が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札

（入札書等の取り扱い）

第５条の２　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（落札者の決定）

第６条　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の１０第１項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

２　施行令第１６７条の１０第２項の規定を適用する必要があるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

３　施行令第１６７条の１０の２第１項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第１６７条の１０の２第２項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。

４　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、まず、予備くじ引きを行い順番を決め、次に、本落札者を決めるためのくじ引きを、予備くじ引きで決定した順に行い「落札者決定」がでればその者を落札者とする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第７条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。

２　再入札の回数は１回とする。

３　最初の入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた競争入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再入札に参加することができない。

（契約保証金等）

第８条　契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第９条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

２　落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取消すことがある。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第１０条　入札をした者は、入札後第３条第１項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（共同企業体に関する事項）

第１１条　共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

（技術者の配置等）

第１２条　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条に規定する技術者の設置等については、現場代理人及び主任技術者等通知書により確認することとし、適正な配置がなされていないと判断される場合には、当該契約を解除する。

（補則）

第１３条　この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附　則

この心得は、平成１７年１１月７日から施行する。

附　則

この心得は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１９年７月１日から施行する。

　　　附　則

　この心得は、平成２０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この心得は、平成２２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この心得は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この心得は、平成２４年１月１日から施行する。

附　則

　この心得は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号

**入　　札　　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金  額 |  | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

工事等の番号　　第　　　　　号

工事等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

工事等の場所　　白河市　　　　　　　　　地内

この入札保証金　\　免　除

上記のとおり　入　札　いたします。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　代理人氏名

福島県白河市長

様式第２号

**入　　札　　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金  額 |  | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

委託業務番号　　第　　　　　号

委託業務の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

委託業務の場所　　白河市　　　　　　　　　地内

この入札保証金　\　免　除

上記のとおり　入　札　いたします。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　代理人氏名

福島県白河市長

様式第３号

**委　　任　　状**

　私は今般都合により　　　　　　　　　　　　（使用印鑑　　　）を代理人として下記の権限を委任します。

記

工事等の番号　　　第　　　　　号

工事等の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

工事等の場所　　　白河市　　　　　　　地内

上記工事等の請負入札見積に関する一切の件

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　委任者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

福島県白河市長

様式第４号

**委　　任　　状**

　私は今般都合により　　　　　　　　　　　　（使用印鑑　　　）を代理人として下記の権限を委任します。

記

委託業務番号　　　第　　　　　号

委託業務の名称　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

委託業務の場所　　　白河市　　　　　　　地内

上記委託業務の請負入札見積に関する一切の件

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　委任者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

福島県白河市長

様式第５号

入　札　辞　退　届

工事等の番号　　第　　　号

工事等の名称

　通知を受けました上記の工事等については、都合により入札を辞退いたします。

　　　　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

福島県白河市長

様式第６号

入　札　辞　退　届

委託業務番号　　第　　　号

委託業務の名称

　通知を受けました上記の委託業務については、都合により入札を辞退いたします。

　　　　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

福島県白河市長